

2024年能登半島地震により被災されたお客さまに対する
電気料金等の特別措置について

2024年能登半島地震により被災された皆さまには、心からお見舞い申し上げます。

当社では、この能登半島地震により災害救助法が適用された市町村および隣接する市町村において、住居等に被害を受けられたお客さまからお申し出があった場合に、電気料金等の特別措置を実施させていただきます。

1. 特別措置の対象地域

(1) 2024年1月1日に災害救助法が適用された地域

新潟県：新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、加茂市、見附市、燕市、糸魚川市、
妙高市、五泉市、上越市、南魚沼市、三島郡出雲崎町

(2) 災害救助法が適用された地域に隣接する地域

新潟県：新発田市、小千谷市、十日町市、阿賀野市、魚沼市、北蒲原郡聖籠町、西蒲
原郡弥彦村、南蒲原郡田上町、東蒲原郡阿賀町、南魚沼郡湯沢町、刈羽郡刈
羽村

福島県：南会津郡只見町

2. 特別措置の内容

東北電力株式会社が適用する内容と同様

3. 特別措置の申込み方法

この特別措置の適用を希望されるお客さまは、当社窓口までご連絡ください。

【法人のお客さま】

丸紅新電力 営業部

TEL：03-3282-2350

(受付時間 月～金曜日：9:30～17:30 ※土曜日・日曜日・祝日等当社指定の休業
日を除く)

【個人のお客さま】

丸紅新電力 カスタマーセンター

ナビダイヤル：0570-000-821 (ナビダイヤルをご使用になれない方：03-6703-8909)

(受付時間 月～金曜日：9:00～20:00 土曜日：9:00～17:00 ※日曜日・祝日等当

社指定の休業日を除く)

【参考リンク】

東北電力株式会社 プレスリリース

https://www.tohoku-epco.co.jp/news/normal/1238342_2558.html

なお、今後、災害救助法適用地域の追加があった場合は、同様の措置拡大を行わせていただきます。

※災害救助法適用地域および詳細、最新情報は内閣府のホームページにてご確認ください。

一日も早い復旧を、心よりお祈り申し上げます。